

3. 報告事項

(1) 定期予防接種業務の変遷について(平成18年度以降)

年 度	内 容
平成18年4月	・麻しん風しんワクチンの接種回数が2回になる
平成20年4月	・麻しん風しん接種対象者に中学1年生相当及び高校3年生相当の年齢の者を追加
平成23年3月	・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン緊急促進事業開始
平成24年9月 11月	・不活化ポリオワクチン開始 ・四種混合ワクチン開始
平成25年3月	・麻しん風しん中学1年、高校3年相当年齢の5年間の時限措置終了
平成25年4月	・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児の肺炎球菌ワクチン定期接種化
平成25年6月	・子宮頸がんワクチン積極的推奨中止
平成25年11月	・小児の肺炎球菌ワクチン7価から13価に変更
平成26年10月	・水痘ワクチン定期接種開始 ・高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種開始
平成27年3月	・水痘の定期接種における特例対象者について、平成26年度末をもって終了する ・高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種における特例対象者のうち、平成26年3月31日において100歳以上の者について平成26年度末をもって特例措置を終了
平成27年	・インフルエンザワクチン製造株3価から4価に変更
平成28年4月 10月	・北海道が「予防接種を行う必要のない区域指定」を解除し、日本脳炎ワクチン定期接種開始 ・B型肝炎ワクチン定期接種開始
平成31年2月1日	・予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行 風しん追加対策として、平成34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象者として追加
平成31年4月	・予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行(平成31年3月20日) ・高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種について、各当該年度に65歳から100歳まで5歳刻みの年齢になる者、平成31年度中においては100歳以上の者に対する定期接種開始(5年間の時限措置)
令和元年8月	・滝川市風しん追加対策(風しん第5期定期予防接種)の開始

年 度	内 容
令和元年 10 月	・ 予防接種・ワクチン分科会の審議において、ロタウイルスワクチン定期接種化について了承
令和元年 12 月	・ 厚生労働省健康局事務連絡「風しんの追加対策に係る令和 2 年度の対応について」 「クーポン券の利用率及び風しん発生状況を踏まえ、令和元年度及び 2 年度の対象でない世代（昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日生まれの男性）への積極的なクーポン送付と、年度当初から利用できるよう 3 月中に対象者に届くよう準備すること」に則り令和 2 年度対象者の拡大し準備を行った
令和 2 年 10 月	・ 異なるワクチンの接種間隔の見直し等予防接種実施要領改正 ・ ロタウイルスワクチン定期接種開始
令和 4 年 4 月	・ 風しん追加的対策の目標期限を令和 7 年 3 月末まで延長、風しん追加的対策の実施率の向上策について（令和 4 年 4 月 20 日厚生労働省健康局健康課長通知）により追加の実施率向上の取組を定め要請。 ・ ヒトパピローマウイルスワクチン定期予防接種の積極的な勧奨の差し控えを止め、個別勧奨を再開 ・ 積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に従来の定期接種対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種及び既に任意で接種を受けた者への接種費用の償還払いを実施（令和 7 年 3 月末まで）
令和 5 年 4 月	・ 四種混合ワクチンの標準的な接種開始時期を生後 2 か月に変更。 ・ ヒトパピローマウイルスワクチンの定期接種に 9 価ワクチン追加。 9 価ワクチン 2 回接種の定期接種化
令和 6 年 4 月	・ 新型コロナウイルス感染症を予防接種法第 2 条第 3 項第 3 号に基づく B 類疾病に位置づける。 ・ ヒブ感染症の定期予防接種において沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチンを、小児の肺炎球菌感染症の定期予防接種に沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンをそれぞれ使用可能とする。 ・ 高齢者肺炎球菌予防接種の特例措置が終了し、対象者が 65 歳の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者となる。接種済の場合は、対象外となる。
令和 6 年 10 月	・ 小児の肺炎球菌感染症の定期予防接種に沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを追加し、沈降 13 価ワクチンを使用不可とする。
令和 7 年 4 月	・ 帯状疱疹の予防接種を予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づく定期予防接種とする。 ・ 麻しん風しん混合ワクチンの供給不足に伴い、令和 6 年度の麻しん風しんの第 1 期、第 2 期、及び風しん第 5 期対象であった者の予防接種対象期間を 2 年間延長する。 ・ ヒトパピローマウイルスワクチンの供給不足に伴い、平成 9 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日生まれの女性のうち、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに 1 回以上ヒトパピローマウイルスワクチンの接種をした者の対象期間が令和 8 年 3 月 31 日まで延長する。

令和8年4月	・ヒトパピローマウイルスの定期接種で利用できるワクチンがシルガード9（9価ワクチン）のみとなり、サーバリックス（2価ワクチン）、ガーダシル（4価ワクチン）が使用不可となる。 ・四種混合ワクチンが製造中止に伴い、使用不可となる。 ・高齢者肺炎球菌感染症の定期予防接種で使用するワクチンは沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）となり、23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）は使用不可となる。 ・RS ウイルスワクチン定期接種開始。
--------	---

(2) 令和7年度感染症関連の動向と対応について

1) 警報関係

各種感染症の注意報、警報発令について以下のとおり公式ホームページにて市民に注意喚起を実施した。

令和7年 6月18日 「伝染性紅斑（リンゴ病）警報が発令されました」

令和7年 8月29日 「伝染性紅斑（リンゴ病）警報が発令されました」

令和7年10月20日 「手足口病警報が発令されました」

令和7年11月 7日 「インフルエンザ警報が発令されました」

令和7年11月25日 「水痘注意報が発令されました」

令和7年12月11日 「水痘注意報が発令されました」

2) 予防接種関連の通知と対応

① 国通知

- 令和7年3月11日 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡
「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」
令和6年度にMRワクチンの供給不足が生じたことにより接種対象期間を延長する旨の通知。
○接種医療機関に、延長対象者及び対応に関する通知を行った。

- 令和7年5月19日 感予発 0519 第1号 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課文書
「百日せきの流行状況等を踏まえた、定期の予防接種の実施及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの安定供給に係る対応について」
四種混合ワクチンの販売中止に伴うワクチンの出荷調整や接種方法に関する周知、対応を求めるもの。
○接種医療機関に対応依頼の文書を送付した。

- 令和7年7月25日 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡
「四種混合ワクチンの販売中止に伴う対応に係る留意事項について」
四種混合ワクチンの販売中止に伴う対応の留意事項に関する周知、対応を求めるもの。
○接種医療機関に対応依頼の文書を送付した。

- 令和7年10月3日 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長・予防接種課長通知
「麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について」

- 令和7年10月21日 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡
「季節性インフルエンザ感染症及び新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種実施にあたっての留意点等について」

- 令和８年３月３１日 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・予防接種課事務連絡
「麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等並びに麻しん及び風しんの任意接種に関する案内等について」
- 令和８年３月３１日 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部通知
「予防接種法第５条第１項の規定による予防接種の実施についての一部改正について」
- 令和８年３月３１日 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部通知
「予防接種法の一部を改正する政令等の施行について」

(3) 未接種者勧奨方法について

対象ワクチン	勧奨時期・方法
五種混合・四種混合・ヒブ・小児用肺炎球菌	・ 出生児配付用たきかわっこファイルによる周知 ・ 新生児訪問による説明 ・ 乳幼児健診、相談にて接種状況確認と以降の接種スケジュール確認 ・ 四種混合については、9月就学時健診対象者案内に接種勧奨文書を同封、健診当日未接種者に勧奨。
B C G	・ 9～10か月児相談にて接種状況確認 ・ 未接種の場合、1か月後に接種状況確認し再勧奨
水痘	・ 1歳6か月健診にて接種状況確認 ・ 2歳児相談にて接種状況確認 ・ 未接種の場合、2か月後に確認し、再勧奨
M R 1 期	・ 1歳6か月健診にて接種状況確認 ・ 未接種の場合、2か月後に確認し再勧奨
M R 2 期	・ 年度初、翌年対象者に個別案内 ・ 7月夏休み前未接種者に個別勧奨 ・ 9月就学時健診対象者案内に接種勧奨文書を同封 ・ 12月冬休み前未接種者勧奨 ・ 2月末未接種者最終勧奨
二種混合	・ 年度初、翌年対象者に個別案内 ・ 7月夏休み前未接種者に個別勧奨 ・ 12月冬休み前未接種者勧奨 ・ 2月末 未接種者最終勧奨
日本脳炎	・ 出生届出時に配布するたきかわっこファイルに問診表を封入し周知 ・ 定期接種開始対象児（3歳）に対し、3歳児健診案内と合わせて個別通知 ・ 5月、当年度6歳及び5歳となる未接種者に個別勧奨 ・ 9月就学時健診対象者案内に接種勧奨ちらしを同封 ・ 年度初、定期接種第2期対象児（9歳）に対し、個別通知
ヒトパピローマウイルス感染症	・ 年度初、定期接種及びキャッチアップ接種の未完了者に対し、個別通知 ・ 9月、定期接種の最終対象年度の未接種者に対し、個別通知
高齢者肺炎球菌	・ 65歳の者に対し、誕生月の翌月初頃に個別通知 ・ 新たに60～64歳の対象者となる者に対し、個別通知
带状疱疹	・ 令和7年度対象となる者に対し、4月頃個別通知

(4) 予防接種の間違い報告について

○市内医療機関において、定期予防接種については発生なし

(5) 予防接種健康被害救済制度

○健康被害救済制度の申請状況と審査結果

申請受理 年度	申請者	対象 ワクチン	申請時の 身体状況	国への 進達日	審査結果 受理日	審査結果・ 給付判断
令和6年度	60歳代 男性	新型コロナ ワクチン4回目	末梢神経障 害疑い	R6.6.7	R7.7.1	否認 不支給
令和7年度	80歳代 女性	新型コロナ ワクチン4回目	肝機能障害	R7.6.17	R8.3.30	否認 不支給